

久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示  
久喜市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付要綱（平成28年久喜市告示第  
49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア（イ）中「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第1  
14条第2項の認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項の特定創  
業支援事業」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項  
に規定する特定創業支援等事業であって同法第128条第2項に規定する認定創  
業支援等事業計画に掲載されたもの（以下「特定創業支援等事業」という。）」  
に改め、同号イ中「産業競争力強化法第114条第2項の認定創業支援事業計画  
に記載された同法第2条第25項の特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」  
に改め、同条第2号ア中「行われていないもの」を「行われていないもの。」に  
改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、集合住宅内の住宅部分は除く。

第2条第2号ウ中「地上1階部分に」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。